

## ～助成金コラム(第6回)～



### 特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者コース」の注意点

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回は概要と対象労働者について説明しました。今回は助成額と注意を要する点について取り上げますので参考にしてください。

#### 1、助成額

- (1)対象労働者の所定労働時間により助成額はかわります。週30時間以上は『**短時間以外**』、20時間以上30時間未満は『**短時間**』に分類されます。
- (2)週20時間未満の場合は本助成金の対象とはなりません。
- (3)支給対象期(6か月)ごとに支給申請書を提出する必要があります。

※( )内は大企業の場合の支給額です

対象労働者	所定労働時間	助成額	支給対象期ごとの支給額
高年齢者 母子家庭の母等 ほか	短時間以外	60万円 (50万円)	30万円 (25万円) × 2期
	短時間	40万円 (30万円)	20万円 (15万円) × 2期
身体・知的障害者	短時間以外	120万円 (50万円)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
	短時間	80万円 (30万円)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)
重度障害者 精神障害者 45歳以上の障害者	短時間以外	240万円 (100万円)	40万円 × 6期 (33万円 × 3期)
	短時間	80万円 (30万円)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

#### 2、注意を要する事項

- (1)職業紹介を受ける前に選考を開始していた場合は支給対象となりません。例えば職業紹介前に履歴書の送付や面接の実施など採用選考が一部進行している場合は紹介状を発行しても「**形式紹介**」とされ対象とはなりません。
- (2)職業紹介前に、研修・アルバイト・試用期間など名称を問わず就労があり、賃金が支払われている場合は「**事前雇用**」とされ対象とはなりません。
- (4)ハローワーク以外の職業紹介事業者の紹介は、その職業紹介事業者が都道府県労働局長に『雇用関係助成金の取扱いに係わる同意書』を提出している場合に限り、その職業紹介事業者からの紹介では、支給申請時に職業紹介事業者が発行する「**紹介証明書**」を添付する必要があります。
- (5)有期雇用契約の場合は、雇用契約書に『**自動更新**』の明示が必須です。
- (6)この助成金の取扱いでは、「**65歳以上**」の「**障害者**」である場合は、高年齢者(60歳以上)の対象労働者として適用されます。

上記以外にも要件等ありますので、愛知労働局のホームページで詳細を確認してください。